

食安検発第0426001号  
平成18年4月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課  
検疫所業務管理室長  
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の  
登録検査機関への委託の指示について

標記については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号「食品衛生法  
第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託  
について」(以下「部長通知」という。)により通知されたところである。

今般、平成18年4月17日付け食安輸発第0417002号により、野菜及び果実  
の鉛及びヒ素に係るモニタリング検査が強化されたところであるが、当該検査のうち試  
験に関する事務については、部長通知の別添の1の(2)に基づき、登録検査機関に委託  
することとしたので、下記に留意の上、その実施に当たられたい。

## 記

登録検査機関に委託を行うための検体を採取する各検疫所の品目、検体数については、  
別途指示に従うこと。

検体数の割り振りのあった検疫所においては、各本所単位で登録検査機関と委託契約  
を結ばれたい。検査の実施は、平成18年5月1日以降からとする。

また、部長通知の別添の3の(1)に該当しない登録検査機関としては、(財)マイコ  
トキシン検査協会が関東信越厚生局より、平成18年4月6日付けで食品衛生法第42  
条の規定に基づく改善命令を受けていることを申し添える。

なお、今後、新たに地方厚生局から適合命令等が発出された場合には、その都度情報  
提供する。